

公益財団法人いしかわ県民文化振興基金
学生の文化活動促進事業 Q&A

(1) 対象団体について

Q (1) - 1 本事業の助成を受けられる団体はどのような団体ですか。

A 助成金の対象となる者は次の各号を満たす石川県内にある専門学校・高等教育機関に在籍する学生が中心となり、継続的に活動する部活やゼミナール、サークルなどのグループとします。

- ・ 設立目的や活動内容が政治・宗教などに偏っていないこと
- ・ 自ら経理し監査する等の会計組織を有すること
 - ※次に掲げる団体は応募することが出来ません。
 - ・ 石川県暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に該当する団体
 - ・ 団体の構成員に暴力団員（条例第2条第3号）、暴力団員等（条例第2条第4号）に該当するものがある団体

Q (1) - 2 学生と学生以外の者が混在している団体は対象となりますか

A 学生と学生以外の者が混在している団体については、全体に占める学生の割合などから、学生以外の者（OBなど）が中心となって活動している団体とみなすことが出来る場合は助成対象となりません。

Q (1) - 3 過去に自治体等から助成を受けた、もしくは現在助成を受けている団体は新たに応募することはできますか。

A 可能です。ただし、すでに石川県補助金や大会実行委員会助成金を受けている事業については助成対象外となりますので、応募できません。

Q (1) - 4 組織されて間もない団体でも助成対象となりますか。

A 条件さえ満たしていれば助成対象となります。ただし、収入・支出の内容を証する関係書類や会計帳簿を5年間保存する必要があることから、活動期間が短い団体については組織の展望や、書類の保管方法などを採択する過程で聞き取りする場合があります。

(2) 対象事業について

Q (2) - 1 助成対象事業はどのようなものですか。

A いしかわ百万石文化祭2023の基本方針に賛同し、その方針に基づき学生が新たに企画実施する文化事業としております。

なお、内容によっては対象外となる事業もありますので詳しくは募集要項の「5. 助成対象事業」を確認していただくか（公財）いしかわ県民文化振興基金にお問い合わせください。

Q (2) - 2 新たに企画実施する文化事業とはどういったものを指していますか。

A 応募者にとって今まで行っていなかったイベント等を新しく企画し実施するような場合や、やむを得ない事情でやめていた、もしくはできなかった事業を新たに実施するといった場合を想定しています。

Q (2) - 3 事業を実施するに際して入場料や参加料などを徴収してもよいですか。

A 事業を実施するにあたり入場料や参加料などを徴収しても構いません。

Q (2) - 4 1つの事業で、国やほかの地方公共団体など本助成事業以外の助成金を受領してもよいか

A 国やほかの地方公共団体、民間団体など本助成事業以外から助成金を受領しても構いません。

ただし、石川県補助金や大会実行委員会助成金については重複しての助成金の受領を認めておりませんので、それらと重複した場合は本助成事業を辞退していただくなどの手続きが必要となります。

(3) 助成対象経費について

Q (3) - 1 どのような経費が助成対象経費となりますか。

A 助成対象経費の詳細は募集要項の「6. 助成対象経費」に詳しく取りまとめておりますのでそちらをご確認ください。

Q (3) - 2 どのような経費が助成対象外ですか。

A 主な助成対象外経費の募集要項の「6. 助成対象経費」の備考欄に取りまとめておりますのでそちらをご確認ください。

Q (3) - 3 イベント当日のスタッフへの人件費は対象になりますか

A 団体に所属する者やその関係者（友人など）への人件費については通常対象外経費となります。

ただし、臨時的に雇うアルバイト等にかかる人件費は対象となります。

Q (3) - 4 公募展等の実施に際して、賞状や副賞、記念品、賞金などは対象になりますか。

A 賞状や副賞、記念品については、一般的に過度でない範囲であれば対象としますが、賞金（現金）については対象外経費となります。

Q (3) - 5 団体・グループまたは組合内での助成事業にかかる受発注取引は対象になりますか。

A 原則対象外ですが、やむを得ない事情（専門的な知識が必要でその企業以外では実現ができないなど）がある場合は助成対象とします。なお、そのような発注が確認された場合は仕様書や請求書、領収書などを提出していただく場合があります。

Q (3) - 6 新型コロナウイルス感染症の対策に必要な費用（アルコール消毒液、来客用マスクなど）については助成対象となりますか。

A アルコール消毒液や来客用マスクなど、新型コロナウイルス感染症対策に必要な消耗品にかかる費用は助成対象となります。

サーモグラフィーカメラなど助成事業終了後も使用可能な備品については、対象外となります

Q (3) - 7 謝金や外注費用等の支払額に制限はありますか。

A 制限を設けてはおりませんが、分野ごとの慣行・相場やこれまでの経緯・実績等を参考に、著しく社会的妥当性を欠かない額としてください。

なお、妥当性を判断するうえで必要な書類の提出を求める場合があります。

Q (3) - 8 応募事業が採択される前提で助成対象期間前から準備を始めた場合、その期間中に発生した準備費は助成対象となりますか。

A 助成対象期間外に発生した費用については助成対象となりません。

Q (3) - 9 途中で事業を中止した場合であっても、それまでの準備等に要した経費に対して助成を受けられますか。

A 中止の理由により対応が異なります。

主催者都合の中止の場合はすべての費用が助成対象となりません。

ただし、緊急事態宣言等、行政の判断によるイベント開催の自粛要請や会場の休館等の影響を受け、事業の中止を余儀なくされた場合などやむを得ない理由により、中止を判断した事業は、助成対象として取り扱うことがあります。

Q (3) - 10 助成対象期間中に実施する予定だった事業が延期となり、助成対象期間外（令和5年11月27日以降）に実施することとなった場合は助成対象となりますか。

A 延期の理由により対応が異なります。

主催者の都合で延期した場合はすべての費用が助成対象となりません。

緊急事態宣言等、行政の判断によるイベント開催の自粛要請や会場の休館等の影響を受け、事業の延期を余儀なくされた場合などやむを得ない理由により、助成対象外期間での実施となった事業について、助成対象期間内に発生した費用は助成対象として取り扱うことがあります。

Q (3) - 11 応募時に入場料を徴収する計画で助成が決定したのち、コロナ等の影響によりやむを得ず無観客となり、入場料収入が確保できなくなった場合、交付決定額が増額されることはありますか。

A 助成額は、応募時に提出していただく事業計画書及び収支計画書に基づき算出され、いかなる場合であっても助成金交付決定額が増額されることはありません。したがって収支計画書の作成に当たっては慎重に費用の精査をしてください。

(4) 応募方法等について

Q (4) - 1 助成金は先着順ですか。

A 先着順ではありません。応募受付終了後、厳正な審査の上、予算の範囲内でより優れた取り組みを採択（助成対象者の決定）します。なお、審査結果（字採択されたかどうか）は、応募者に文書で通知します。（審査にかかる内容や不採択理由については一切お答えできません。）

Q (4) - 2 応募を行うと必ず助成を受けられますか。

A 本事業の採択にあたっては応募時の提出書類に基づき、要件等への適否を審査しますので、申請内容によっては不採択となる場合があります。

また、予算の範囲内で採択することとなりますので、申請数の状況によって不採択となる場合もあります。

なお、助成対象額経費等を理由として、希望額を減額した形で交付決定をする場合もあります。

Q (4) - 3 審査の基準を教えてください。

A ①実現可能性、②新規性、③公益性、公共性、④今後の継続性、発展可能性の4つの観点から総合的に審査しますので、事業実施計画書にはそれらがわかるような記載を心掛けてください。詳しくは募集要項の「10. 選考について」に記載がありますのでそちらをご確認ください。

Q (4) - 4 応募した事業について、プレゼンテーション等によるアピールは可能ですか

A できません。審査は書類のみとなりますので分かりやすい応募書類の作成を心掛けてください。

なお、様式のみで説明しきれない場合は、任意様式で構いませんので、補足説明資料を追加で提出してください。

Q (4) - 5 1つの団体から複数の活動の応募をすることはできますか。

A 1団体当たりの応募数に制限は設けませんが、多くの文化団体に幅広く利用していただくため、2つ目以降の事業は助成の優先度が低くなる場合があります。（助成の決定にあたっては1団体当たりの助成決定数を制限する場合があります）

(5) 認定後の手続きについて

Q (5) - 1 事業認定書を受け取ったのですが、交付申請は別に必要ですか。

A 必要です。指定の様式にて交付申請を行ってください。

Q (5) - 2 助成金はいつ頃貰えますか。

A 事業終了後の精算払となりますが、前払金など事業実施に必要な経費がある場合は事業終了前でも交付決定額の5分の4を上限に概算払請求をすることが出来ます。詳細は募集要項の「9. 助成金の支払方法」をご確認ください。

Q (5) - 3 事業認定後、交付申請をする際に、事業認定された助成額を超えた助成額を申請することは可能ですか。

A できません。交付申請額は事業認定された助成額を上限に申請できます。

Q (5) - 4 事業の認定後、何らかの事情で事業を実施することができない（中止する）場合は、どのような手続きが必要になりますか。

A 事業の実施が出来なくなることが分かった後、速やかに「事業中止承認申請書」を提出してください。なお、それまでに発生した費用の取り扱いについてはQ (3) - 9のとおりです。

Q (5) - 5 収入・支出の内容を証する関係書類や会計帳簿を5年間保存する旨の記載がありますが、具体的に何をいつまで保存する必要がありますでしょうか。

A 助成金の収入・支出に関する帳簿、入場料等の売上げに関する帳簿、請求書・領収書・振込書等の支払に関する証拠書類、助成対象活動の収入・支出に関する預金通帳等です。

なお、これら帳簿等については、助成対象活動に係る収入・支出が明確にわかるように整理し、助成事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存してください。（例. 令和5年11月26日（令和5年度）に助成事業を完了した場合は、令和11年3月31日（令和10年度末）まで保存することになります。）

なお、この間、必要に応じて、（公財）いしかわ県民文化振興基金の職員が活動実績等を調査する場合がありますので、閲覧できる形で保存してください

Q (5) - 6 助成金の返還が必要な場合としてどのような例が考えられますか。

A 交付要綱上、下記の場合に交付決定の取り消しをすることができることとしており、こうした場合には助成金の返還が必要となります。

(1) 交付要綱に違反したとき

(2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき

- (3) 不正の手段により助成金の交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき
- (4) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき
- (5) 助成対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき
- (6) 助成対象事業を完了する見込みがなくなったとき
- (7) その他助成対象事業の実施において著しく社会的妥当性を欠く行為があったと認められるとき

また、事業完了後の実績報告で、交付済みの助成額が実績の助成対象経費を上回ることが確認された場合や、助成金の一部が明らかに助成対象外となる経費に計上されていることが認められた場合には返還が必要となります。